

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社カインドワン(以下「甲」という。)と株式会社カインドワンの労働者の代表者(以下「乙」という。)は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、期間を定めないで雇用される派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種

(1)ソフトウェア技術者における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「情報処理・通信技術者10」とする。

(2)オペレーターにおける比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「事務用機器操作の職業30」とする。

(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)地域調整については、就業地が熊本県内、及び宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」、及び「宮崎」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二)別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:5年

Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合にはその能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第14条~第16条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額は、退職金規定の第3条の定めによるものとする。

3 一般基本給・賞与等の額の6%の額と掛金の額との差額については、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとする

第8条 令和2年4月から退職金共済契約を開始した従業員の令和2年3月以前の勤続年数の取扱いについては、協議して別途定める。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規定第24条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第1条から第37条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員のキャリア形成マニュアル」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年 3月21日

甲 代表取締役 吉田 美和子 印

労働者の代表者の選出方法(挙手) 乙 労働者の代表者 西岡 元春 印

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

別表1

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
10情報処理・通信技術者	1,340	1,532	1,660	1,726	1,802	2,025	2,527	1,838
101システムコンサルタント	1,367	1,562	1,694	1,761	1,839	2,066	2,578	1,952
102システム設計技術者	1,359	1,553	1,684	1,750	1,828	2,053	2,563	1,886
103プロジェクトマネージャー	1,687	1,928	2,090	2,173	2,269	2,549	3,182	2,213
104ソフトウェア開発技術者	1,342	1,534	1,663	1,728	1,805	2,028	2,531	1,853
105システム運用管理者	1,273	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401	1,675
106通信ネットワーク技術者	1,313	1,501	1,627	1,691	1,766	1,984	2,476	1,804
109その他の情報処理技術者等	1,294	1,479	1,603	1,667	1,740	1,955	2,440	1,749

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
31事務用機器操作の職業	1,073	1,226	1,329	1,382	1,443	1,621	2,024	1,281
311パソコン操作員	1,094	1,250	1,355	1,409	1,471	1,653	2,063	1,345
312データ入力係員	1,042	1,191	1,291	1,342	1,401	1,574	1,965	1,213
313コンピュータ操作員	1,115	1,274	1,381	1,436	1,500	1,685	2,103	1,317
319その他の事務用機器操作	1,089	1,245	1,349	1,403	1,465	1,645	2,054	1,294

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

地域指数は、勤務地に基づき下記を用いる。

別表2

熊本		87.6	←熊本県に勤務する者
4301	熊本計	90.7	
4302	八代計	86.0	
4303	菊池計	86.1	
4304	玉名計	85.6	
4306	天草計	80.5	
4307	球磨計	80.6	
4308	阿蘇計	81.9	
4310	水俣計	79.3	

宮崎		84.9	←宮崎県に勤務する者
4501		87.0	
4502		83.0	
4503		84.7	
4504		84.6	
4505		79.1	
4506		83.0	
4507		82.9	

◇賃金テーブルは下記の通り。

別表3-1(熊本)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,475	324	1,799
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,314	288	1,602
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	977	214	1,191
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,457	320	1,777
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,297	285	1,582
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	964	212	1,176
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,383	303	1,686
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,230	270	1,500
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	915	201	1,116
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,405	308	1,713
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,251	275	1,525
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	930	204	1,134
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,188	261	1,449
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,057	232	1,289
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	786	173	959
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,131	248	1,379
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,007	221	1,228
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	749	164	913
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,211	266	1,477
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,077	237	1,314
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	801	176	977
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,182	260	1,442
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,053	231	1,284
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	782	172	954

比較対象となる平均値		
基準	地域指数	基準×地域指数
2053	0.876	1799
1828	0.876	1602
1359	0.876	1191
2028	0.876	1777
1805	0.876	1582
1342	0.876	1176
1924	0.876	1686
1712	0.876	1500
1273	0.876	1116
1955	0.876	1713
1740	0.876	1525
1294	0.876	1134
1653	0.876	1449
1471	0.876	1289
1094	0.876	959
1574	0.876	1379
1401	0.876	1228
1042	0.876	913
1685	0.876	1477
1500	0.876	1314
1115	0.876	977
1645	0.876	1442
1465	0.876	1284
1089	0.876	954

≧

別表3-2(宮崎)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計	比較対象となる平均値		
							基準	地域指数	基準×地域指数
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,429	314	1,743	2053	0.849	1743
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,273	279	1,552	1828	0.849	1552
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	946	208	1,154	1359	0.849	1154
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,412	310	1,722	2028	0.849	1722
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,257	276	1,533	1805	0.849	1533
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	935	205	1,140	1342	0.849	1140
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,340	294	1,634	1924	0.849	1634
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,192	262	1,454	1712	0.849	1454
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	886	195	1,081	1273	0.849	1081
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,361	299	1,660	1955	0.849	1660
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,212	266	1,478	1740	0.849	1478
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	901	198	1,099	1294	0.849	1099
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,151	253	1,404	1653	0.849	1404
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,024	225	1,249	1471	0.849	1249
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	762	167	929	1094	0.849	929
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,096	241	1,337	1574	0.849	1337
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	976	214	1,190	1401	0.849	1190
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	726	159	885	1042	0.849	885
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,173	258	1,431	1685	0.849	1431
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,045	229	1,274	1500	0.849	1274
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	777	170	947	1115	0.849	947
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,146	251	1,397	1645	0.849	1397
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,020	224	1,244	1465	0.849	1244
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	759	167	925	1089	0.849	925

≧

令和4年度定期昇給

0.5%の昇給を実施する。

令和4年4月から(5月支給分)実施。

令和4年度賞与

令和3年度実績:年間倍率 0.94倍 × 2回 = 1.88倍



令和4年度予定:年間倍率 0.95倍 × 2回 = 1.9倍